

平成17年12月19日市長決裁

改正

平成31年3月26日市長決裁（市民環境部長専決）

令和2年6月30日市長決裁（廃棄物対策課長専決）

令和3年3月1日市長決裁（廃棄物対策課長専決）

千歳市ごみ処理手数料等の収納及び指定ごみ袋等の交付に関する取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、千歳市廃棄物の処理等に関する規則（平成5年規則第6号）第15条、第16条及び第17条に定める家庭廃棄物処理手数料及びし尿処理手数料（以下「ごみ処理手数料等」という。）の収納並びに指定ごみ袋、大型ごみ及びし尿処理手数料シール（以下「指定ごみ袋等」という。）の交付（以下「収納事務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（収納事務取扱者）

第2条 市長は、収納事務を行うため、収納事務取扱者を定め、収納事務を委託するものとする。

- 2 前項の規定による登録を受けようとする者は、市長に収納事務取扱者登録申請書（第1号様式）を提出し、登録を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請に基づき審査し適当と認めたときは、第1項で規定する委託契約を締結するとともに、千歳市会計規則第27第1項の規定により、公金収納受託者証明書を交付する。

（収納事務取扱者の要件）

第3条 前条第2項の規定により、登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- （1） 千歳市内に店員等が常駐する店舗等を有すること。
- （2） 指定ごみ袋等の相当の交付数量が見込めること。
- （3） 成年被後見人若しくは被保佐人でないこと。
- （4） 破産法に基づく破産の申立てをしていないこと若しくは破産の宣告を受けていないこと又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく手続き開始の申立てをしていないこと若しくは手続き開始の決定がされていないこと。
- （5） 市税の納付その他の市に対する債務の履行を怠っていないこと。
- （6） その他特に市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、前項各号の要件を満たしていないときであっても前条第2項の規定による登録の申請を行うことができる者とする。

(登録の期間)

第4条 登録の期間は1年以内とする。ただし、次の各号のいずれにも該当する者については、市長は、登録期間の更新をすることができる。

- (1) 前条に規定する要件を欠くことがないこと。
- (2) 第2条第3項の規定に基づく委託契約の内容に変更がないこと。
- (3) 指定ごみ袋等の相当の交付実績を有していること。

(登録期間の更新)

第5条 指定期間の有効期間満了の30日前までに、市、収納事務取扱者いずれからも解約の意思表示がないときは、この指定期間が1年間更新されたものとし、その後も同様の取り扱いとする。

(登録に係る変更の届出等)

第6条 収納事務取扱者は、次の各号の一に該当するときは、収納事務取扱者に係る変更等の届出書(第2号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 名称又は代表者等の変更があったとき。
- (2) 収納事務を一時的に休止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) その他市長が必要と認めて別に定める事項に該当するとき。

(収納事務取扱者の取消)

第7条 市長は、収納事務取扱者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、登録の取り消し又は業務を停止させることができる。なお、登録の取消しを行ったときは、委託契約を解除する。

- (1) この要綱に違反する行為があったとき。
- (2) 第2条第2項に規定する申請書の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) 第3条に規定する要件を欠いたとき。
- (4) 収納事務又は交付事務に関して著しく信用を失う行為があったとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(指定ごみ袋等の返還)

第8条 収納事務取扱者は、第6条第2号の規定により登録を廃止するとき、又は前条の規定により登録を取り消されたときは、速やかに市長に対し既に配送している指定ごみ袋等を返還し、保管している手数料を払い込まなければならない。

(収納事務取扱者の登録の制限)

第9条 市長は、第2条第2項に規定する収納事務取扱者の登録申請が新たにあった場合においても、申請者の店舗等を有する地域に既に一定数の収納事務取扱者の登録があるときは、第3条の規定に係らず登録をしないことができる。ただし、当該地域に既に登録している収納事務取扱者に前条の規定に基づく登録の取消しがあり、第2条の規定により新たな登録をするときは、当該申請者を優先することとし、以下同様とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年12月19日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日市長決裁(市民環境部長専決))

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月30日市長決裁(廃棄物対策課長専決))

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月1日市長決裁(廃棄物対策課長専決))

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

収納事務取扱者登録申請書

年 月 日

千歳市長 様

住 所
申請者 名 称
代表者

収納事務取扱者として登録を受けたいので、千歳市ごみ処理手数料等の収納及び指定ごみ袋等交付に関する取扱要綱第2条第2項の規定により申請します。

取扱店 所在地	住 所	〒		
	名 称			
	電 話 番 号		F A X 番 号	
報告書等 送 付 先	住 所	〒		
	名 称			
	電 話 番 号		F A X 番 号	
口座情報	銀 行 名	銀行・信金	支 店 名	
	預 金 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号	
	口座名義人			
委託料の請求基準	1 配送数で請求		2 取扱数で請求	
事務処理	1 本店等（店舗数 店舗）		2 店舗等	
指定ごみ袋等配送先	1 本店等		2 店舗等	

- ※ 太枠の中のみ記載してください。
 ※ 申請者が本店等である場合は、別紙1に千歳市内の取扱店舗を記載してください。
 ※ 添付書類
 1 指定ごみ袋等配送場所位置図（別紙2）
 2 成年被後見人・被保佐人・破産宣告を受けていない証明書
 3 納税証明書、住民票（個人）、登記簿謄本・定款（法人）
 4 その他市長が必要と認めたもの

登 録 番 号

登 録 番 号				
No.	郵便番号		店舗名	
	所 在 地			
	電話番号		F A X 番号	
	責 任 者		備 考	

No.	郵便番号		店舗名	
	所 在 地			
	電話番号		F A X 番号	
	責 任 者		備 考	

No.	郵便番号		店舗名	
	所 在 地			
	電話番号		F A X 番号	
	責 任 者		備 考	

No.	郵便番号		店舗名	
	所 在 地			
	電話番号		F A X 番号	
	責 任 者		備 考	

No.	郵便番号		店舗名	
	所 在 地			
	電話番号		F A X 番号	
	責 任 者		備 考	

※ 太枠のみ記載してください。

指定ごみ袋等配送場所位置図

登録番号			
登 録 者	名 称		
	所 在 地	〒	
	電話番号		F A X 番号
	責 任 者		
取扱店舗 No.	名 称		
	所 在 地	〒	
	電話番号		F A X 番号
	責 任 者		
位 置 図			

※ この用紙は、指定ごみ袋等を配送するために使用します。

- 1 指定ごみ袋等を配送する店舗等ごとに作成してください。
- 2 北を上にして記入してください。
- 3 配送場所への最寄りの道路、店舗の平面図を記入してください。
- 4 配送受付場所に▲、配送場所に■を記入してください。
- 5 配送ルートを「→」で記入してください。

第2号様式（第6条関係）

収納事務取扱者に係る変更等の届出書

年 月 日

千歳市長 様

収納事務取扱者

登録番号 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で締結した「収納事務委託契約」に基づく千歳市ごみ処理手数料等の収納及び指定ごみ袋等交付に関する取扱要綱第6条の規定により収納事務取扱に、次のとおり変更がありましたので届け出いたします。

変 更 前	申 請 者	住 所	〒		電 話	
		名 称			F A X	
	報 告 書 等 送 付 先	住 所	〒		電 話	
		名 称			F A X	
	指定ごみ袋 等 配 送 先	住 所	〒		電 話	
		名 称			F A X	
	口 座 情 報	銀 行 名	銀行・信金	支 店 名		
		預 金 種 別	普通・当座	口座番号		
		口座名義人				
変 更 後	申 請 者	住 所	〒		電 話	
		名 称			F A X	
	報 告 書 送 付 先	住 所	〒		電 話	
		名 称			F A X	
	指定ごみ袋 等 配 送 先	住 所	〒		電 話	
		名 称			F A X	
	口 座 情 報	銀 行 名	銀行・信金	支 店 名		
		預 金 種 別	普通・当座	口座番号		
		口座名義人				
変 更 事 由		1 新規 2 移転 3 廃業 4 その他				

※ 変更事項のみ記入してください。